

長崎外国語大学 日本語教員養成課程・実践研修に関する規程

制定 2026年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人長崎学院の「登録実践研修機関研修事務規程・登録日本語教員養成機関養成業務規程」(以下「規程」という。)並びに長崎外国語大学(以下「本学」という。)学則第26条の4第4項に基づき、本学における日本語教員養成課程・実践研修に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 日本語教員養成課程・実践研修は、外国語学部が実施するものとする。(規程第4条)

(課程の名称・収容定員)

第3条 日本語教員養成課程及び実践研修の名称及び収容定員は、次表のとおりとする。(規程第5条)

法令上の名称	本学の名称	収容定員
養成課程	日本語教員養成課程・実践研修	90名
実践研修		15名

(課程の目的)

第4条 日本語教員養成課程は、日本語教員の養成に必要な科目を体系的に編成し、日本語教育を実施する上で求められる基礎的な知識、技能及び態度を修得させるための教育を行うことを目的とする。

2 実践研修は、認定日本語教育機関において日本語教育を実施するために必要な実践的な技能を修得させることを目的とする。

(教員養成の目標)

第5条 日本語教員養成課程・実践研修では、日本語教育に関する専門的知識及び実践的指導力を体系的に修得させるとともに、学習者の多様性に応じた適切な指導を行うための柔軟性と倫理観を備えた日本語教員の養成を目標とする。とりわけ、文部科学省中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会「登録日本語教員 実践研修・養成課程コアカリキュラム」(令和6年4月1日)に基づき、以下の観点から教育を行うこととする。

- 専門的な知識、技能の修得および日本語教育者としての態度の涵養
- 日本語の構造的理解および日本語教育学の体形的な学修
- 実践的指導力の育成
- 学習者理解と多文化・異文化理解の促進
- 専門職としての倫理観と自己教育力の涵養

6. 国際的視野と社会の一員としての自覚を育む社会的責任感の育成

(養成する教員像)

第6条 日本語教員養成課程・実践研修では、以下のような資質・能力・姿勢を備えた教員の育成を目指す。

○「隣人愛」に基づく実践的なコミュニケーション力を備えた教員

本学のキリスト教精神である「隣人愛」の実践者として、教育現場での対話的実践を重視し、学習者と信頼関係を築きながら、相互理解と共創を促進するコミュニケーション力を備えている。

○多言語・多文化への感受性を持つ教員

本学の学部教育を通じて修得したさまざまな言語や文化への深い関心と知識・理解を持ち、学習者の文化的背景を尊重した日本語教育を行うことができる。

○グローバルな視野と豊かな人間性を備えた教員

本学の留学制度や海外インターンシップ、キャンパスでの留学生との交流などを通して豊かな国際経験と国際的視野を獲得し、異なる価値観に対応するための教養と倫理観を備えている。

○専門性と教育的情熱を併せ持つ教員

日本語教育に関する理論的・実践的知識を有し、その社会的意義に自覚的であり、生涯を通じて学び続け、教育実践を自己省察しながら深化させていく姿勢を備えている。

○人間の成長と社会参加を支える教育的支援者としての教員

学習者を「社会的存在」として捉え、その成長と自己実現を支援する使命感をもち、また教室を「社会に開かれた学び」の場と捉え、多様な現場において柔軟に対応できる実践力を備えている。

(受講資格)

第7条 日本語教員養成課程・実践研修を受講できる者は、外国語学部に在学する学生及び科目等履修生とする。

(教員体制)

第8条 規程に基づき、日本語教員養成課程・実践研修は、主任教員1名、副主任教員1名及びその他他の専任教員・非常勤教員によって構成する。

2 前項の教員組織の要件及び教員の資格は、規程第20条の定めるところによる。

(事務の実施体制)

第9条 研修事務及び養成業務に係る事務の担当者として、事務職員1名以上を置く。(規程21条第1項)

2 前項の事務職員のうち、学生部学生サポート課長を事務責任者とする。(規程21条第2項)

(運営委員会)

第 10 条 日本語教員養成課程・実践研修の運営に関し必要な事項を審議し、処理するため、外国语学部長の下に日本語教員養成課程・実践研修運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。（規程第 31 条第 2 項、第 36 条第 2 項）

2 運営委員会に関し、必要な事項については、別に定める。

（内部質保証）

第 11 条 日本語教員養成課程・実践研修の内部質保証は、規程第 41 条並びに本学内部質保証に関する基本方針及び内部質保証規程に基づき、本学の内部質保証システムの一環として行う。

- 2 前項の内部質保証にあたっては、その内容・方法及び学修成果について定期的に自己点検・評価し、PDCA サイクル等の方法を適切に機能させて改善を図るものとする。
- 3 前項の自己点検・評価は、日本語教員養成課程・実践研修に関する自己点検・評価の実施方針に基づき、別に定める自己点検・評価基準を用いて自己点検評価小委員会が行なう。（規程第 41 条第 3 項、内部質保証規程第 13 条）
- 4 日本語教員養成課程・実践研修は、3 年ごとに外部評価委員会による外部評価を受けるものとする。（規程第 41 条第 4 項）
- 5 自己点検・評価の項目及び基準は、別に定める。

（養成課程・実践研修の科目、単位の修得）

第 12 条 日本語教員養成課程又は実践研修を履修しようとする者は、別表 1 に定める授業科目を受講し、単位を修得しなければならない。（規程第 6 条、第 15 条、第 32 条）

（課程の受講申請）

第 13 条 日本語教員養成課程又は実践研修を受講しようとする者は、所定の期間に受講申請を行わなければならない。（規程第 29 条第 1 項）

- 2 実践研修又は養成課程を受けようとする者は、次に掲げる書類及び写真を添えて所定の受講申請書を提出しなければならない。（規程第 29 条第 1 項）
 - (1) 本籍の記載のある住民票の写し（6 月以内に作成したものに限る。） 1 通
 - (2) 写真（縦：30 mm × 横：24 mm）の裏面に氏名及び生年月日を記入したもの 1 葉
- 3 前項の規定にかかわらず、本学に在学する者は前項の書類及び写真の提出を要しない。（規程第 29 条第 3 項）
- 4 申請に際しては、研修事務規程・養成業務規程第 17 条に定める所定の手数料（登録料・受講料・教材費）を納入しなければならない。（規程第 17 条）
- 5 前項にかかわらず、本学に在学している者が納入すべき手数料は、登録料及び教材費とし、受講料の納入を要しない。（規程第 17 条第 2 項）
- 6 科目等履修生として日本語教員養成課程又は実践研修を受講する者は、規程に定める手数料を徴収するものとし、「入学金、授業料等の学費及びその他の納入金等に関する規程」に定める科目等履修生登録料及び受講料は別途徴収しないものとする。（規程第 17 条第 3 項）

(修了審査、評価及び単位の授与)

第14条 養成課程又は実践研修の各科目の修了者として必要な知識・技能・態度を有するか否かを判定するため、試験、その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価するための科目修了審査を行い、合格者には所定の単位を与えるものとする。(規程第31条)

2 科目の評価結果は、各科目の担当教員が100点満点で算出し、その点数を下記の換算表によって秀、優、良、可、不可の5段階評価に読み替える。(学則25条の3第1項、成績評価規程第2条)

素点(100点満点)	100~90	89~80	79~70	69~60	59~0
成績評価	秀(S)	優(A)	良(B)	可(C)	不可(F)
合格・不合格	合格(所定の単位を与える。)				不合格

3 実践研修科目の修了審査の評価(100点満点)は、原則として以下の採点基準に基づき、ア、イを合計して算出する。

ア. 教壇実習の成績50%

内訳 [ピア評価20%
教員評価30%]

イ. 提出物の成績50%

内訳 [授業観察のポイント5%
授業観察報告4回×5%
教材研究のポイント5%
教案・教材15%
教壇実習の振り返り5%]

4 科目修了審査の内容、実施方法及び採点基準の詳細は、第12条第2項の評価基準に基づき各科目的担当教員が作成し、主任教員の了承を得るものとする。(規程第33条第1項)

5 実践研修又は養成課程の修了者として必要な知識・技能・態度を有するか否かを判定するため、それぞれ運営委員会が最終修了審査を行う。(規程第31条第2項)

6 前項の最終修了審査は、以下の算出方法によるGPA成績評価(学則25条の3第2項)を用いて、成績評価及び合格・不合格を判定する。

【算出方法】

$$GP = (100 \text{点満点の成績} - 55) \div 10 \quad (\text{ただし、} GP < 0.5 \text{ の場合} \quad GP = 0.0 \text{ とする。})$$

$$GPA = (GP \times \text{当該科目単位数}) \text{ の総計} \div \text{総単位数}$$

(ただし、4.0以上の値は4.0に、0.5以上1.0以下の値は全て1.0に変換)

【評価】

GPA	4.0~3.5	3.4~2.5	2.4~1.5	1.4~1.0	1.0 未満
成績評価	秀（S）	優（A）	良（B）	可（C）	不可（F）
合格・不合格	合格				不合格

7 前項の最終修了審査の実施方法等は、主任教員が作成する。（規程第33条第2項）

（修了審査を受ける者の要件）

第15条 科目修了審査を受ける者は、やむを得ない事情がある場合を除き、各科目の授業をすべて受講した者とする。（規程第32条第1項）

2 養成課程の最終修了審査を受ける者は、第10条に定める養成課程を構成する科目において、以下の要件をすべて満たしていなければならない。（規程第32条第3項）

（1）必修10科目（計20単位）をすべて修了していること。

（2）選択必修6科目（計12単位）のうち、3科目（6単位）以上を修了していること

3 実践研修の最終修了審査を受ける者は、第10条に定める実践研修を構成する2科目（4単位）をすべて修了した者とする。（規程第32条第2項）

（修了者の決定及び通知）

第14条 学長は、各科目の担当教員からの報告に基づき、科目修了審査の合格基準に達した受講者を当該科目の修了者と決定するものとする。（規程第36条第1項）

2 学長は、主任教員からの報告に基づき、運営委員会による最終修了審査において合格基準に達した受講者を教授会の審議を経て養成課程又は実践研修の修了者と決定するものとする。（規程第36条第2項）

3 前項の決定は、本人へ通知するものとする。（規程第36条第3項）

（修了証書の交付）

第16条 本学は、修了者として決定した受講者に対して、施行規則様式第一又は様式第二により作成した修了証書を交付する。（規程第37条）

（規程の改廃）

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う

2 法令又は上位規程等に基づく条項については、当該法令等の改正に準じて、本規程の改正を行うものとする。

付則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

【別表 1-1】

日本語教員養成課程科目 (規程第 6 条、第 15 条)

以下の科目から必修 20 単位を含め 26 単位以上を修得すること。

科目名	単位数		配当年次	履修方法
	必修	選択必修		
日本語教育概論	2		1	必修科目 20 単位及び選択必修科目から 6 単位以上、合計 26 単位以上を修得すること。
日本語学概論	2		1	
日本語文法 I	2		2	
日本語文法 II	2		2	
日本語の音韻・音声	2		2	
第二言語習得論	2		2	
日本語教授法 I	2		3	
日本語教授法 II	2		3	
社会言語学	2		3	
異文化間教育	2		3	
言語学 I		2	1・2・3	
言語学 II		2	1・2・3	
文化人類学 I		2	1・2・3	
文化人類学 II		2	1・2・3	
異文化間コミュニケーション I		2	1・2・3	
異文化間コミュニケーション II		2	1・2・3	

【別表 1-2】

実践研修科目 (規程第 6 条)

以下の科目から必修 4 単位を修得すること。

科目名	単位数		配当年次	履修方法
	必修	選択必修		
日本語教育実習 I	2		4	必修 4 単位を修得のこと。
日本語教育実習 II	2		4	